

「リヴォルノ憲章 (1593年6月10日の特許状)」 (翻訳)

— ASF, Leggi e Bandi, Appendice, n. 36 (n. interno 46, manoscritto),
cc. 179-206 (nuova numerazione) —

齊 藤 寛 海

(本稿は、「リヴォルノ憲章」, すなわち1593年6月10日にトスカーナ大公によって公布された「特許状」の全訳である。同憲章には、すでに五つの刊本があるが、それぞれの文言には多少の相違がある。訳者は、既刊本のいずれとも多少相違するマニュスクリプト版を目にしたので、この版を刊行しておいた。(Hiromi Saito, *Una altra edizione de “La Livornina”* — ASF, Leggi e Bandi, Appendice, n.36 (n. interno 46, manoscritto), cc. 179-206 (nuova numerazione) —, in, Mediterranean Studies Group-Hitotsubashi University, *Mediterranean World*, XIV, 1995, pp.137-149.) 本稿での翻訳はこの版に基づく。なお、ここで上記刊本における転写を訂正しておく。p. 142, Numero 2, 4 行目の *e di formasse* は *e si formasse* に、また p.159, Numero 38, 1 行目の *vi andanti* は *viandanti* に訂正する。)

[前文。本特許状の名称, 対象者, および目的]

1593年6月10日に、フェルディナンド・メディチ大公陛下が、ピサおよびリヴォルノに取引をするために来る、ユダヤ人およびその他の商人に与えた諸特権。

神の恩恵によりトスカーナ、フィレンツェ、シエーナの大公であり、エルバ島のポルトフェッライオ、ペスカーイアのカステリョーネ、ジッリョ島の君主であり、サント・ステファノ騎士団の団長である、フェルディナンド・メディチ殿は、

貴方がた商人が次のどの民族や国民であれ、貴方がたすべてを歓迎する。すなわち、レヴァンテ人 (東方人)、ポネンテ人 (西方人)、スペイン人、ポルトガル人、ギリシア人、ドイツ人、イタリア人、ユダヤ人、トルコ人、モロ人、アルメニア人、ペルシア人、およびその他の人々。

このわれらの特許状によって、貴方がたに次のことを通知する。すなわち、外国人が、貿易や商業をするために、われらの愛するピサ市、ポルト・ピサーノ [ピサから南方約16キロメートルほどのところにあったピサの外港]、リヴォルノ港に来て、家族とともに、あるいは家族を連れずに滞在し、居住しようとすることを、公共の利益のために促進したい、とわれらは然るべく考慮し、強く望んでいる。このことは、イタリア全体、そしてわれらの臣民、とりわけ貧民のためになるであろうと期待している。

それゆえ、上記およびその他の動機と理由とにより、この特許状によって、貴方がたに下記の恩恵、特権、特典、不可侵権、免除を与え、認めるものとする。

第1条 [安全通行権の賦与、有効期限と破棄通告]

貴方がた商人のすべて、すなわちトルコ人、モーロ人、ユダヤ人に、この真の、自由で広範な安全通行権、および自由、権利、許可を与える。それによって、上記のわれらのピサ市およびリヴォルノ地域に、家族とともに、あるいは家族を連れずに、貿易するため、通過するため、居住するためにくることができ。さらにそこから立ち去ること、そこに立ち帰ること、そこで商談することができる。のみならず、われらの大公領土全域の他の場所にも、いかなる物的、人的な妨害、ないし嫌がらせを受けることなく、取引するために滞在することができる。この有効期限は今後25年間とし、破棄通告は5年前に行う。それにもかかわらず、教皇座がこの期限を短縮ないし縮小したいという意向を示す場合には、いつでもそれにしたがうものとする。誰か教皇あるいは他の人々によって、われらが貴方がたの全員、ないしは一部を立ち退かせるように求められた場合には、次のように取り計らう。すなわち、その場合にはこの規定を破棄するまでに5年間の猶予期間をおくものとするが、われらの官吏が、ピサにおいて公布する告示によって、あるいは他のよりよい方法によって、そのことをあらかじめ貴方がたに通知しておいた後で、この規定を破棄する。このような処置によって、貴方がたは、上記の猶予期間内に、貴方がたの債務者から債権をすべて回収し、処理することができるであろうし、貴方がたの不動産のすべてを貴方がたが望む人に容易に売却、譲渡、などすることができるであろう。貴方がたの立ち退きに際しては、帆船その他の船舶、さらに馬車、馬、その他必要なものの手配がなされ、その運搬料金や用船料金を、通常の料金よりも値上げすることはいかなる場合でも禁止される。5年後の破棄を前もって通告するこのような場合に、貴方がたがわれらの国家から自由に立ち去り、出国することができるようにするため、貴方がたの身体、商品、財産、家族、および印刷された、ないしは手書きのヘブライ語あるいはその他の言語で書かれた書物の通行、および通過は、免税かつ自由であることを約束する。このことは[ピサおよびリヴォルノのみならず]、さらに大公陛下および他のいかなるキリスト教君主の領土および国家のどこにおいても同様であり、また海上でも陸上でも同様である。それゆえ、貴方がたはいかなる妨害もなしに、自由に好きなところに立ち退いて行くことができるであろう。この5年間の猶予期間には、貴方がたの上記の通行の自由は、まちがいなく始められているものとする。さらに、貴方がたの宝石、道具、金銀、その他の身の回り品、家具は、われらの大公領国家におけるガベッラ[間接税を中心とする雑税]、通行税、警護料のすべての支払から免除され、自由、免税であるものとする。ただし商品については、通常ガベッラを常に支払うものとする。

第2条 [過去に国外で犯した犯罪からの免責]

貴方がた、および貴方がたの家族、召使い、従者、あるいは誰であれその一人は、上記の期間中、上記の都市および地域にいる限り、下記のいかなる告発、告訴、訴訟によっても、どの裁判所ないしは君主からも煩わされたり、取り調べられたり、はされないことを保証する。それはすなわち、貴方がたあるいは貴方がたの身内の者が、過去にわれらの国家の外で犯し

たとされる、あるいは犯してしまっている並外れた、重大な、あるいはきわめて並外れた、きわめて重大な犯罪、悪事、その他のことに関して、貴方がたないしは貴方がたの一人に対してなされている、あるいはなされる告発、告訴、訴訟である。

第3条 [信仰および取引の自由、高利貸し業の禁止]

さらに、貴方がたが、たとえ過去にわれらの領土の外において、キリスト教徒として、あるいはその名のもとに [いわゆるマラーノなどとして] 生きていたとしても、上記の間中は、貴方がたおよび貴方がたの家族に対して、いかなる異端審問、取調、告発、訴訟もすることができない。そして貴方がたは、上記のわれらのピサ市やリヴォルノで生活し、居住し、そこに留まることができるし、われらの領土の他の場所でも自由に取引することができる。また貴方がたの各々が、われらの任命する後述の裁判官にそのこと [ユダヤ人などであること] を申告すれば、そこにおいて、貴方がたの慣習や好むところにしたがって、ユダヤ教その他の儀式、掟、祭式および規律、法慣習をすべて行うことができる。ただし、高利貸し業を営むことは、ヴェネツィアやフェッラーラに見られるように教皇座がそれを容認しているとはいえ、貴方がたには、それが公然たるものでも、隠蔽したものでも、その他の方法で行うものでも、これを禁ずる。

第4条 [国外債務からの免責特権、特権享受資格の要件]

さらに、われらの国家領域の外において貴方がたないしは貴方がたの家族に生じたとされる、いかなる刑事上、民事上の債務に関しても、貴方がたの身体、財産、商品は自由であり、免責され、保証される。そのような債務ないしは悪事から逃れてわれらの国家に入国したのであっても、貴方がたのシナゴグの管財人たちによって、ピサないしはリヴォルノの住民として [すなわちユダヤ人共同体の一員として] 認知されたのであれば、上記のような自由で広範な安全通行権、物的、人的な保証が与えられる。いかなる裁判官、法廷および裁判所、あるいは司法官といえども、われらの恩恵に与ることを望み、われらの怒りを恐れる限りにおいて、上記の犯罪および悪事に関して貴方がたに不利な、損害となる決定、判決、判定は、いかなる方法でもこれをくたすことができない。それにもかかわらず、それらがくださった場合には、その判決は無効となり、いかなるものでもそうなることを妨げることはできない。

第5条 [ガベッラ以外の免税]

貴方がたは、上記の期間の継続中は、われらおよびわれらの後継者によって課される、[同職組合への] 登録料、通行税、賦課金、および類似の物的、人的賦課については、すべてのもから自由である。貴方がたの商品だけには常に通常のガベッラが課されることを除けば、上記のものについては、いかなる場合にも、貴方がたは煩わされることも、取り調べられることもない。フィレンツェやシエーナに住むユダヤ人に課せられている納付金、服従義務、法令、規約は、上記のように貴方がたにはこれを課さない。

第6条 [商業および航海の自由, ピサ, リヴォルノにおける住宅保有義務]

貴方がたは、われらの国家のすべての都市、定期市や市場、村落、およびその他の場所において、商業や取引をすることができる。また、貴方がたの名において、あるいは貴方がたにとって都合の良い、キリスト教徒 [として] の名、またはその他の [たとえばムスリムとしての] 名において、レヴァンテ (東方)、ポネンテ (西方)、マグリブ、アレクサンドリア、その他の場所に航海することができる。われらの [与える] 安全通行権によって [海上を哨戒している] われらのガレー艦からの安全を保証するので、貴方がた、および貴方がたの商品、貴方がたの取引相手の商品、およびその他の人々のリヴォルノ向けの商品は、安全が保証される。また、貴方がたがリヴォルノ港およびピサ市に向かう場合に安全が保証されるように、われらはすべてのキリスト教徒君主、その官吏、ガレーやその他の船舶の船長にも、これと同様に取り計らうように依頼する。このように、貴方がたが、われらのリヴォルノ港に向けて航海する途中で、彼らのガレーその他の船舶と遭遇する場合にも、それらからの安全が保証されるように、われらは取り計らう。ところで、フィレンツェやピサのわれらの商人たちが支払っている通常のカベツラは、常に貴方がたにも支払う義務がある。また、上記のピサ市およびリヴォルノ地域に、もしくは、ほかの場所にも [住宅以外の] 別のものでもなく、ここに名前をあげたいずれかの土地に住宅を構えることは、貴方がたが特に守らなければならない義務である。

第7条 [商品の通関および保管]

さらに、貴方がたの商品は、特権的な取扱いを受ける。それは最初の通関手数料を支払えば、通常よりも一年長く、われらの税関に自由に保管させておくことができる。第二の通関手数料や、[保管] 保険料のようなものを支払う必要はない。

第8条 [商品引き取り資金の貸与]

貴方がたの商品を、船舶その他から引き取ることが容易にできるように、次のように取り計らう。すなわち、貴方がたがリヴォルノ港、ピサ市、フィレンツェ市に輸入する商品にかかわる、用船料、陸上輸送料、為替、その他の諸経費の支払に充てるための資金として、貴方がたのシナゴグの管財人たちに1千スクード [ママ] を貸与する。上記の管財人たちは、貴方がたがより大きな名誉と利益とをもって商品を販売することができるように、彼らがこの資金を必要とすると認めた者たちに対して、それを貸与することができる。その返済は、商品が販売された時に、資金の貸出時に貴方がたが上記の管財人たちとの間で取り決めた条件や [契約] 条項にしたがって、行われるものとする。

第9条 [所持品の免税]

さらに貴方がたの使用した家財道具一式、さらに宝石、金銀、真珠、衣服、および家にあるその他のものは、その全部ないしは一部がわれらの国家の外部で手に入れたものであろうと、内部で手に入れたものであろうと、入国および出国に際して、すべての支払から免除さ

れ、自由である。これに背反する法律あるいは命令は、いかなるものも無効とする。

第10条 [ユダヤ人共同体のための裁判官、その任命および権限、ユダヤ人の証言権]

われらは、貴方がたのところに、フィレンツェ人でもピサ人でもなく、聖職者でもない法学士を一人、裁判官として任命し、彼に貴方がたのすべての係争や不和を、それが民事関係であれ、刑事関係であれ、両者が混合したものであれ、即決で終わらせ、裁決する権限を与える。事件の真相を知っているのであれば、貴方がたユダヤ人が、ユダヤ的慣習にしたがって、誰に対しても正義を行うことを宣誓したうえで、証人となることを認める。彼〔裁判官〕の判決に対しては、われらの特別の恩恵によるものでなければ、控訴を認めない。

第11条 [他教徒との性関係、およびその他の性犯罪の処罰]

たまたま貴方がたのある者が、キリスト教徒の男性あるいは女性、トルコ人の男性あるいは女性、モーロ人の男性あるいは女性と、性関係をもった場合には、上記のように任命した貴方がたの裁判官の前に起訴され、他ならぬ彼によって、その罪に応じて罰せられるものとする。ただし、初犯の場合には〔罰金が〕50スクードを越えないものとし、再犯の場合には100スクードを越えないものとするが、三回以上の場合には上記の貴方がたの裁判官の裁量にしたがう。この裁量においては、初犯および再犯をも考慮に入れることができる。キリスト教徒にかかわる事件であるだけでなく、犯罪が姦通、強姦、近親相姦、男色のような、そのほかの加重情状をもつ場合には、共通の理性と現地の規定が遵守さるべきである。

第12条 [誣告罪]

貴方がたの誰かが不正に告訴、起訴されたが、原告がその告訴を正当化できない場合には、上記の原告は中傷者として、無実の被告が支払い、失ったすべての費用と利益とを賠償するものとする。これは、貴方がたに対して、また貴方がたの間においても、あえて不正な告訴を行う者がいないようにするためである。

第13条 [破産時の賠償義務の限定]

もし貴方がたの誰かが、不幸な事故によって倒産し、あるいは破産したのに（神がそのようなことを望みたまわないように）、〔貴方がたの〕債権者が自分の権利にこだわる場合には、貴方がたの保証人や〔貴方がたの取り扱う商品の〕荷主の財産、商品、為替手形、その他は、命令や取り決めによるものでなければ、その債権に基づいてそれらが要求されたり、凍結されたり、差し押さえられたりしないようにする。

第14条 [婚資の免税]

貴方がたの妻の婚資〔に対する請求権〕は、ガベツラと家賃と〔の徴収権に基づいてその受取人に生ずる債権〕を除く、その他のいかなる債権〔に基づく請求権〕よりも優先権をもつ。それらの婚資は、その婚資契約がすでにわれらの国家の外部で結ばれたものであれ、貴

方がたが国内に居住する間に、ピサ、リヴォルノ、その他の場所で今後結ばれるものであれ、どのようなガベツラも支払う必要がない。また、貴方がたの妻がその婚資を回収する際には、われらのキリスト教徒たちが支払う、[ガベツラ以外の] その他の納付金を支払う必要はない。

第15条 [差し押さえの正当性の立証義務]

貴方がたあるいは他人の件で、貴方がたの財産、商品、その他家財道具を差し押さえ、押収する者はすべて、一か月以内に彼らの行った差し押さえ、押収を正当化し、彼らの債権を証明しなければならない。一か月が過ぎてもそれができない場合には、法律上当然のこととして、その差し押さえは無効となる。ただし、正当な理由によってその期限を延長することは、上記の貴方がたの裁判官の裁量に委ねられる。

第16条 [海上保険金の受領手続き]

貴方がたの誰かが、ピサ人ないしその他の[貴方がたにとっての] 外人商人によって、自己の商品に保険をかけたところ、不運にも船舶が難破し、その商品が被害にあった時に(神がそれを望みたまわないように)、そのことで[被保険者である] 彼が、上記の保険業者と係争する必要に陥った場合には、次のように取り計らう。すなわち、上記の貴方がたの選出された[シナゴグの] 管財人たち[によるその旨] の約束があるのでない限り、貴方がたがそれ以前に保険掛け金を支払ってさえいれば、貴方がたの要求および請求について、貴方がたはそれ以上の保険掛け金を支払う必要はない。この規定は、貴方がたとわれらのキリスト教徒との間に、このような係争および請求訴訟がいつの日にか生じた場合には、常に遵守され有効である。ただし、貴方がたは、契約を結ぶ際、上記の保険掛け金を支払う前に、このわれらの新しい規定を貴方がた自身で[保険業者に] 通告しなければならない。通告した上で、他の証書ないしは確認書を作成することなく、宣言、通知によって貴方がたと契約することになった場合は、公示され、周知されたこの特許状を[係争および請求訴訟が生じた際に] 提示するだけで十分である。

第17条 [ヘブライ書などの所持の自由]

異端審問所、および異端審問にかかわるその他の機関の検閲を受けるまでは、貴方がたは、ヘブライ語ないしはその他の言語で書かれた、あらゆる種類の印刷本ないしは手書き本を、所持する許可および権利をもつ。

第18条 [ユダヤ人医師の治療行為の自由]

貴方がたユダヤ人の医師は、内科医であれ外科医であれ、貴方がたのみならず、異議がなければいかなるキリスト教徒およびその他の宗教の信徒でも、妨げられることなく看護し、治療することができる。

第19条 [学位取得の自由]

上記の〔医師の例に見られる〕ように、貴方がたはすべて、学位を取得することができる。

第20条 [ユダヤ教儀式執行などの自由]

貴方がたは、上記のピサ市とリヴォルノ地域とにおいて、土地ごとにシナゴグを一つもつことができる。その内部ではユダヤ教の儀式、掟、規律をすべて実施することができ、またその内部および外部ですべての祭式を行うことができる。これらのことにおいて、貴方がたに侮辱、不法行為、暴力行為をあえて加える者がいたら、不敬罪で処罰する。また貴方がたの誰かが、何らかの口実ないしは方法で、誰かあるキリスト教徒にそれと同じことをするように説得した場合には、その者は法に照らし合わせて処罰される。

第21条 [遺産相続]

たまたま貴方がたの誰かが、後継者なくして死亡するに至った場合には、次のように取り計らう。すなわち、貴方がたは、貴方がたの財産に関して遺言状を作成し、それを貴方がたが望む者に遺贈することができるし、遺言状を作成していない場合にも、同様に処置することができる。遺産相続人を指定しなかった場合には、その〔遺産相続の〕権利はシナゴグに帰属し、〔シナゴグの〕管財人たちはそのような〔相続人を指定していない内容の〕遺言状の執行権をもつ。遺言状によるものであれ、よらないものであれ、貴方がたの誰が遺産相続人になっても、いかなる種類のガベツラも支払うことなしに、自由にそれを相続できるものとする。

第22条 [先物取引の禁止]

貴方がたがわれらの国家において契約、取引、商談（バザール）を行う場合、その現物を取り引きすること（バザール）以前に、購入であれ販売であれ、売買契約を結んではならない。買い手も売り手も、紙葉にであれ帳簿にであれ、〔そのような先物取引の契約に〕署名をしてはならない。

第23条 [帳簿における真実記録義務]

貴方がたが記帳し保持するとともに、他の商人の簿記形式とも一致する帳簿は、上記の貴方がたの裁判官の声明にあるように、われらの商人やわれらの領土の職人の帳簿と同様に、またこれまで他ならずそうであったように、完全かつ十分に信用のおけるものでなければならない。

第24条 [ユダヤ教の祝祭日の遵守]

貴方がたは、フィレンツェ市の祝祭日のほかにも、土曜日およびその他のユダヤ教の祝祭日を、休日および祝祭日とするものとする。現在以降、それらを祝祭日として休日とすることを認め、宣言するので、これらの日には、貴方がたあるいは他人の利益になることのため

にであれ、あるいはそれに反することのためにであれ、談判したり、訴訟で争ったりすることはできない。

第25条 [管財人たちの裁判権]

貴方がたのシナゴグのユダヤ人である管財人たちは、ユダヤ人同士の間を生じるすべての不和について、貴方がたユダヤ人の慣例にしたがって適当と判断するように裁決し、終わらせ、処罰する権限をもつ。また、彼らのやり方で、貴方がたの通常の処置、およびその他の懲罰を行うことができるが、その分だけ、上記の貴方がたの裁判官の裁判権および権限が縮小することになる。このことにより、これらの管財人たちは、彼らが許すべからざる者と判断したすべてのユダヤ人を追放に処すことが、事実上できる。

第26条 [キリスト教への強制改宗の禁止]

われらのキリスト教徒は誰であれ、貴方がたの家族の者が13歳未満の場合には、それが男であれ女であれ、洗礼してキリスト教徒にならざるをえなくなるように、あえて彼らに教唆することも、そのような事態になることを受け入れることも禁止される。13歳以上の場合には、彼らが通常の洗礼志願者の集団の中にいたり、入ることになっていたり、あるいは他の場所で洗礼のための準備期間を過ごしていたり、過ごすことになっていたりするのであれば、[洗礼することを彼らはわれらのキリスト教徒たちから] 助けてもらうことができる。また彼ら [13歳以上の洗礼志願者] は、彼らの父母やその他の親族が、その家族の中にキリスト教徒にしたいと思っている息子や娘を、それがユダヤ人であろうとなかろうと、抱えているのであれば、その父母や親族と相談することができる。彼らの父親にせよ母親にせよ、その存命中に法定相続財産を彼らに分与する必要も義務もない。また、このようにしてなったキリスト教徒は、ユダヤ人に関する訴訟においては証言することができない。

第27条 [奴隷所有の自由]

貴方がたの奴隷は、[所有者が非キリスト教徒であるからという理由で] 解放されることはない。

第28条 [肉の供給]

すべての肉屋は、貴方がたが必要とするすべての種類の肉を処理し、販売しなければならず、われらのキリスト教徒たちのために処理し、販売する値段と、いかなる方法でも時節に応じて値段を変えてはならない。これに違反した者には、違反のたびごとに10スクードの罰金を課すのみならず、われらの裁判官の裁量による別の罰をも課す。貴方がたの望みにしたがって、貴方がたが必要とする肉を処理する、一人ないしそれ以上のユダヤ人の家畜屠殺人をもつことができる。この家畜屠殺人は、[肉ないし家畜を市内へ搬入する際に] 市門で徴収される通常のガベツラを支払うのであれば、あらゆる種類の家畜を買うために自由に市外に出かけることができる。

第29条 [営業の自由，ユダヤ人識別標識携行義務免除，不動産購入の自由]

貴方がたは、あらゆる種類の職業を営み、あらゆる種類の商品を取り扱うことにおいて、われらのフィレンツェやピサの商人たちがもっているのと同じ、すべての特権、権利、恩恵を与えられる。貴方がたあるいは貴方がたの家族の誰も、上記のわれらのキリスト教徒たちから識別するための、いかなる標識も身につける必要はない。さらに、不動産を購入することができる。

第30条 [特権享受の有資格者の要件]

上記の諸特権を享受することができる者は、下記の条件を満たしているものとする。すなわち、[貴方がたによって] 選出され、身分保全のために上記の貴方がたの裁判官とピサのコミッサーリオの書記によって記入され管理される公的名簿に登録された、[シナゴグの] 管財人たちの立ち会いのもとに、シナゴグの指導者たちによって指名され、確認された者であること。なお、この者は、[上記の指名、ないし確認の際には] 評決にかけられ、そこで三分の二 [以上] の票をえるものとし、また新しい大規模な商業、およびその他のあらゆる商業、取引、職業、営業に従事するものとする。ただし、古着屋は除く。

第31条 [家長の武器携行権]

さらに、[貴方がたの] すべての家長は、われらの国家のどこにおいても、あらゆる種類の武器を、それが禁止されていない通常の防御用武器であれば、携行し、使用することができる。ただし、フィレンツェ市、シエーナ市、ピストイア市は除く。

第32条 [裁判官などの経費の支払と調達]

貴方がたの裁判官、その書記、および [上記裁判官に] 必要なその他の従者に関わる費用、彼らへの報酬は、これをすべて貴方がたが支払うが、これらの経費は、次の収入から調達するものとする。すなわち、貴方がたとわれらのキリスト教徒との間に毎日のように起こる、民事や刑事の訴訟や係争から通常入ってくる納付金、裁判官への謝金、手数料。これらの料金はすべて、ピサの他の諸裁判所で運用されている料金表に対応するものとする。

第33条 [判決の執行とその経費負担]

われらの [いずれもキリスト教徒である] ピサの警察長官および法の執行人たちは、ユダヤ人たち [の共同体] の中にいる貴方がたの裁判官の命令として交付された令状、およびユダヤ人である [シナゴグの] 管財人たちの命令として交付されたすべての令状については、これを執行するものとする。彼ら [警察長官と法の執行人たち] への報酬は、それが多額でなければ、やはり通常の [上記の裁判] 手数料 [収入] の中から用意したものを支払う。

第34条 [裁判権行使機関の限定]

貴方がたの係争が、民事であれ刑事であれ、それがいかなるものであっても、貴方がたは、[貴方がたの裁判官以外の] 別のいかなる裁判官の前にも召集され、出頭を強制されることはない。たとえその裁判官が、貴方がた [すなわち、われらから見て] 他の民族ないし国民たち内部での係争であれ、あるいは貴方がたとわれらのキリスト教徒の誰かとの間の係争であれ、また民事であると刑事であるとを問わず、[貴方がたの裁判官が出現する以前には] このような係争に関わる権限をもっている者であったとしても。

第35条 [住居保有義務]

貴方がたの [シナゴグの] 管財人たちによって指名され、公表され、まちがいなくピサ税関の書記が管理する名簿に登録された者はすべて、上記のようにわれらの愛するピサ市ないしはリヴォルノに住居を構えることによって、上記の諸特権を享受することができる。この点に関するわれらの意図は、これまでもこのようであった。

第36条 [本特許上の有効期間、更新、破棄通告]

貴方がたに与える上記の恩恵および特権は、上記のように有効期限を25年間とすることを宣言する。それらは、貴方がたおよび貴方がたのその他の [今後仲間に加わるべき] 人々に対して、われらおよびわれらの後継者たちによって破られることなく遵守される。上記のように5年前に [更新しない旨の] 通告がなされなければ、さらに25年間有効となるものとする。また上記の破棄通告 [に関する規定] にしたがって、[破棄通告から破棄に至るまでの5年間に] 貴方がたが貴方がたの不動産を自由に売却し、貴方がたの債権を全額回収することができるように、また貴方がたの商品、家財道具、宝石、金銀、衣服とともに、当地を離れることができるようにすることを約束する。これらのものについては、貴方がたの商品に対する通常のガベツラを除いて、上記のようにいかなるガベツラからも自由である。陸上輸送業者、水夫、帆船およびその他の船舶の船長は、貴方がたが望む土地に貴方がたを送り届けなければならず、また彼らがわれらの恩恵を失いたくないのであれば、用船料、陸上輸送料、その他を通常の値段と変えることはできない。また、下記のことすべてについても妨害は許されない。

第37条 [墓地購入の自由]

貴方がたは、ピサないしリヴォルノにおいて、一つないしそれ以上の土地を購入し、そこに死体を埋葬することができる。そこでは、われらの恩恵を失いたくない者は、貴方がたに嫌がらせをしてはならない。

第38条 [レヴァンテ人商人などの航海の自由、係争における彼らの担保提出義務の限定]

自己の商品とともにわれらのリヴォルノ港ないしはピサに来ようとする、レヴァンテ人商人およびその他の商人は、自由に航海することができる。彼らが船舶保険あるいはその他に関する何らかの訴訟や係争に巻き込まれている場合には、係争に関するいかなる要求であっ

ても、[シナゴグの] 管財人たちによる、そして上記のように前もっての通告によるものでなければ、担保を提出する必要はない。

第39条 [来港商人などの身体、商品の自由の保証]

貴方がた、貴方がたの保証人、あるいはレヴァンテ（東方）、ポネンテ（西方）、マグリブ、その他から、上記のわれらのリヴォルノ港に商品を降ろすために来ようとする、ユダヤ人あるいはその他の民族ないし国民の商品はすべて、上記のようにわれらのガレー艦隊 [による没収] から自由であることを保証される。のみならず、これらの人々が安全通行券を携行していなくても、乗船している船舶の書記の [管理する] 名簿に [名前（と商品）が] 登録されており、上記の商品とともに上記のわれらのリヴォルノ港あるいはピサに來ようとしているのであれば、彼らの身体およびその船舶 [に積載] の商品は保証される。彼らがわれらの恩恵に与る土地に上陸した場合、貴方がたに対して嫌がらせをしたり、われらの命令に背く行為をする者は、われらによって罰せられる。貴方がたの商品は、すべてが引き渡され、貴方がたの損害になるような物的、人的な支障なしに無償で通行することができる。

第40条 [物品徴発からの自由]

貴方がたは、いかなる口実のもとにであれ、貴方がたの家、乗馬、馬車、その他を、彼ら [兵士] やそのほかの役人に対して差し出すように強制されたり、義務づけられたりすることはない。

第41条 [迷惑行為の処罰]

貴方がたに対して迷惑行為や嫌がらせをした者は、然るべく処罰される。こどもの罪に対してはその父親が、未成年従業員の罪に対してはその主人が処罰される。

第42条 [召使い、乳母としてのキリスト教徒の雇用の自由]

貴方がたは、キリスト教徒を召使いとして使うことができる。また、キリスト教徒の乳母についても同様であり、貴方がたのこどもたちに授乳の必要が生じた時には、アンコーナ、ローマ、ボローニャにおいて見られるのと同様に、貴方がたの住居において彼女らを自由に召し抱えて良い。

第43条 [条文解釈の仕方]

本特許状に含まれるこれらすべての条項はどれも、いかなる曲解もされることなく、正常な方法で、かつ純粋に理性的に理解されなければならない。また、われらの役人はすべて、上記の商人たちの利益になるように最善の方法で、常にそれらを解釈しなければならない。

第44条 [本特許状施行の通知、背反する規定などの適用除外]

われらは、そのために、下記の者たちすべてに対し、上記の取り決め、および免除、恩恵、

特権を侵害することなく遵守し、また遵守させることを命令する。すなわち、司法官、行政官、[各種の地方行政官すなわち] カピターノ、ヴィカーリオ、ポデスタ、レットーレ、および陸軍司令官、海軍司令官、連隊長、ガレー艦長、およびわれらの国家のその他の陸海軍の将校たち。このことに背反するいかなる法律、規約、告示、決議も、上記のことを遵守するために、われらの意志および意識に基づき、またわれらの広範な権限によって、これをすべて適用除外とする。われらは本特許状を作成させ、われらの秘書官に署名させ、われら自らも署名し、通例の押印をすることとする。

フィレンツェのわれらの大公宮殿において、われらを救済する主の受肉の、かつわれらのトスカーナ大公国およびその他の公国の [暦算法に基づく] 1593年6月10日に公布。第4代の公、

トスカーナ大公フェルディナンド

[秘書官] ヤコポ・ダニス

付記。本稿は、科学研究費補助金（国際学術研究）による研究（研究代表者、竹内啓一・駒澤大学文学部教授、研究課題「地中海沿岸都市におけるマイノリティー集団のネットワーク」、課題番号06041040）の成果の一部である。

（1995年11月27日 受理）